

求釈明・回答集

平成21年(ワ)第47553号

2011年6月16日

原告 樋田敦 被告 東京大学ほか

平成23年(ワ)第10874号

原告 樋田敦 被告 小宮山宏ほか

東京地裁民事部第26部 御中

求釈明書

原告 樋田敦

平成21年(ワ)第47553号 謝罪広告等請求事件 外

直送済

原告 樋田敦
被告 国立大学法人東京大学 外

準備書面(6)

平成23年8月31日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

清水 幹



同

溝内 健



証人尋問を簡潔におこなうため、あらかじめ尋問に関する事項の釈明を求める

第一 被告小宮山宏に関する事項

1. 「知の構造化で温暖化懐疑論に終止符を」という退職間際の談話(甲7-7)に関連して

(1) この談話は、東京大学在任中になされたものか それはいつ頃か

原告求釈明書の記載事項について、以下のとおり回答する。

第1 同「第一 被告小宮山宏に関する事項」について

1 同「1. 『知の構造化で温暖化懐疑論に終止符を』という退職間際の談話(甲7-7)に関連して」について

(1) 同(1)について

退任後の談話である。

(2) 温暖化懐疑論に終止符をととは、懐疑論と議論して、その決着をはかることではなく、この談話で述べているように、「こういった議論はもう打ち止めにしたい」ということか

(2) 同(2)について

議論により決着を図るという意味である。現に、本件書籍は懐疑論への科学的な反論をまとめたものである。

(3) 東京大学による本を発行すれば、その議論を打ち止めにできると考えたのか どうしてか

(3) 同(3)について

甲7の7記載のとおりである。IPCCでは世界中の2万におよぶ科学者の論文を読み込んで評価をし、結論を出す作業を行っており、本件書籍は、そのIPCCの報告書等をもとに、懐疑論者の議論につき科学的な反論をまとめたものである。科学的な反論をし、温暖化観の正当性を主張することは必要であると考えたが、被告東京大学が出版するから議論を打ち止めにできるという意図はなかった。

(4) この談話によれば、IR3Sが懐疑論に反論する本(5月予定)を出版とある。しかし、5月に発行されたものは、明日香私的印刷物コメントVer. 3.0である。これは小宮山被告の意図したものと違うのか

(5) 東京大学の名前で発行した本件書物『地球温暖化懐疑論批判』は、小宮山被告の意図したものか

(4) 同(4) (5)について
特に相違するものではない。

(6) それは5月には発行できなくて、10月になったが、その遅れの原因は何か

(5) 同(6)について
被告小宮山個人として関知するところではない。事務手続の遅れ等ではないかと思われる。

(7) コメントVer. 3.0では懐疑論を打ち止めにすることができないのか また書物『地球温暖化懐疑論批判』ではそれが可能なのか その違いは何か

(6) 同(7)について
被告ら準備書面(2)第2の3でも述べたとおり、本件書籍は、明日香氏を中心とするグループの活動(「コメント」等)について、東京大学サステイナビリティ学連携研究機構(以下「IR3S」という。)がこれを評価し、広く公開する意義があると考えて作成・発行されたものである。「コメントVer. 3.0では懐疑論を打ち止めにすることができない」から本件書籍を発行したわけではないと考える。

2. 書物『地球温暖化懐疑論批判』発行の動機

(1) 小宮山被告は、麻生内閣に「CO₂削減」を提案したか

2. 同「2. 書物『地球温暖化懐疑論批判』発行の動機」について
(1) 同(1)について
概ね事実として認める。

(2) 当時小宮山被告は「温暖化スキャンダルのうわさ」や「CO₂排出量取引の低迷」を知っていたか

(3) これらスキャンダル(ヒマラヤ氷河問題など)やCO₂対策の失敗について、「何とかしなければ」と考えたのか

(2) 同(2) (3)について
具体的にいかなる事実を指しているのか分からないので、答えられない。

(4) その結果が「温暖化懐疑論に終止符を」という談話(甲7-7)か

(3) 同(4)について

被告小宮山の懐疑論等に対する認識は、甲7の7記載のとおりである。

(5) 鳩山内閣の「CO₂の25%削減」の方法として「小宮山エコハウス」を例として提案したか

(4) 同(5)について

概ね事実として認める。

(6) 民主党の国家戦略室政策参与か その立場での基本的CO₂削減政策は何か

(5) 同(6)について

就任していない。内閣国家戦略室が行っている新成長戦略実現会議の委員である。

(7) 懐疑論のどこに反対しているのか

(8) 懐疑論は少数であり、打ち止めにせず、放置してもよいのではないか

(9) 何故、懐疑論を打ち止めにしなくてはいけないのか

(6) 同(7)~(9)について

被告小宮山の懐疑論等に対する認識は、甲7の7記載のとおりである。

3. 明日香私的印刷物コメントVer. 2.4を基にするこの書物の出版を指示した責任

(1) 被告明日香東北大教授を知ったのは私的印刷物のコメントVer. 2.4によってか

3 同「3. 明日香私的印刷物コメントVer. 2.4を基にするこの書物の出版を指示した責任」について

(1) 同(1)について

概ね事実として認める。

(2) 東京大学の名前でこの明日香私的印刷物を発行すれば、どうして懐疑論を打ち止めにできるのか明日香被告にまかせて、コメントVer. 2.4のままではよかったですのではないか

(2) 同(2)について

上記1(6)で述べたとおり、本件書籍は、被告小宮山個人ではなく、IR3Sが組織として広く公開する意義があると考えて作成・発行されたものである。

(3) 書物「地球温暖化懐疑論批判」の原稿としての明日香私的印刷物コメントVer. 3.0を読んだか コメントVer. 2.4との主な違いは、懐疑論に9項目の特徴を張り付けたことであるが、東京大学が発行することに加えて、9項目を懐疑論に張り付ければ、懐疑論との議論を打ち止めにすることができると思ったのか

(3) 同(3)について

被告小宮山は9項目の特徴を記載することを指示していない。よって答えられない。

(4) 原稿としてのコメントVer. 3.0の内容について、東京大学の印刷物とすることに疑問はなかったのか あるとすればどの点か

(4) 同(4)について

IR3Sとして広く公開する意義があるとして作成・発行されたことにつき、特に疑問はない。

(5) この9項目の懐疑論の特徴の原案は誰が書いたのか 小宮山被告か それとも小宮山被告はこの9項目には一切関係がないのか

(5) 同(5)について

被告小宮山は、当時のIR3S機構長として了解しているのみで、原案を作成していない。

(6) 小宮山被告は、懐疑論の特徴とするこの9項目をすべて真実と考えるか、真実ではないと考えるものはどれか

(6) 同(6)について

9項目も含め、本件書籍の内容は、IR3Sとして広く公開する意義があると考えて作成・発行されたものであるから、事実即した内容と考える。

5. 書物『地球温暖化懐疑論批判』の結語「最後に」(甲7、p73)の記述について

- (1) この書物の結語「最後に」には、「温暖化対策を遅らす(中略)足を引っ張っている」とか、「自己利益のためだけに(中略)ボディブローのように効いている懐疑論」とかいう文句があるが、この意見に小宮山被告は賛成か
- (2) このような文章を結語とする書物を東京大学の名前で出版することは東京大学の正当な業務と考えるか

いずれも回答なし

6. 「人為的CO₂による温暖化説」と原告の主張する「温暖化によるCO₂増加説」についての小宮山被告の科学的認識

- (1) 人為的CO₂による温暖化の根拠を小宮山被告はどのように理解しているか
- (2) 原告は、温暖化によりCO₂は増加していると主張しているが、この説を小宮山被告は科学的に成り立つ議論と考えているか 科学的に成り立たないとすればどの点か
- (3) 原告は、大気中の人為的CO₂濃度は、3.3年分(滞留年数)以上にはならず、残りは気温が原因と主張するが、この説は科学的に存在可能と考えるか 科学的に不可能と考えるならば、その根拠は何か
- (4) 東京大学としての使命は、懐疑論に終止符を打ち、議論を打ち止めにすることではなく、懐疑論と科学的議論をする場を提供することである、とは考えながった理由を問う

4 同「6. 『人為的CO₂による温暖化説』と原告の主張する『温暖化によるCO₂増加説』についての小宮山被告の科学的認識」について

本件書籍は、被告小宮山の科学認識に基づいて発行されたものではなく、被告東京大学、IR35の判断により発行されたものであるが、被告小宮山も基本的には本件書籍の内容を支持する。なお、求釈明事項(1)～(3)については、本件書籍内で言及されている((1)については「第3章 温暖化問題の科学的基礎」、(2)については議論14、(3)については議論18)。

(4)については、回答なし

7. 小宮山宏東京大学学長(当時)が原因で、東京大学の憲法違反それも第23条(学問の自由)違反が問題となったことについて、本人の感想を述べてください

回答なし

第二 被告明日香寿川に関する事項

1. 私的印刷物「コメント」シリーズの経緯

- (1) 「コメントVer. 1. 1」の編集責任者は誰か 被告明日香寿川か
- (2) このコメントの目的は懐疑論者と科学的議論することか
- (3) 以後のコメントシリーズも同様か

第2 同「第二 被告明日香寿川に関する事項」について

- 1 同「1. 私的印刷物『コメント』シリーズの経緯」について
同(1)～(3)について認める。

2. 書物『地球温暖化懐疑論批判』発行の背景

- (1) 小宮山被告と最初に会ったのはいつか

2 同「2. 書物『地球温暖化懐疑論批判』発行の背景」について

- (1) 同(1)について

直接の面識はない。

- (2) 小宮山被告と住被告と合議して、東大から本を出すことにしたのはいつか

(2) 同(2)について

被告小宮山と被告住との合議があったとの認識はない。被告東京大学より本件書籍発行の勝因があったのは平成20年12月ころであったと認識している。

- (3) この本を発行する目的は、小宮山被告の談話(甲7-7)によれば、温暖化懐疑論に終止符をというもので、その議論を打ち止めにすることとあるが、このコメントシリーズの目的とは異なる このシリーズの目的を、懐疑論と科学的議論をすることから、懐疑論との議論を打ち止めにすることに変えた理由は何か

- (4) それは、地球温暖化スキャンダル(氷河融解問題など)や温暖化取引所の閉鎖などの地球温暖化説にとっての不都合な事態と関係するののか

(3) 同(3)(4)について

特に目的が変更されたとの認識はない。

3. 「コメントVer. 3.0」作成の経緯

- (1) 「コメントVer. 2.4」に特徴9項目を加えて「コメントVer. 3.0」としたが、9項目の特徴は、明日香被告が書いたものか そうでなければ誰が書いたのか

3 同「3. 『コメントVer. 3.0』作成の経緯」について

(1) 同(1)について

研究者らが合同で執筆した。

- (2) 明日香被告は、この9項目の特徴について、コメントシリーズの編集責任者としてなんらの疑問も感じなかったか

(2) 同(2)について

事実に基づく内容と認識している。

- (3) これらの項目を、懐疑論者に張り付けることについて、それが名誉毀損問題になるとは考えなかったか
- (4) 名誉毀損事件では、批判する内容は少なくとも真実でなければならない。たとえば第9項目の三段論法の誤謬について、これが真実であると考えたか
- (5) 東大事件被告準備書面(3)および(5)について、被告代理人は三段論法にはいろいろあり、本件は代表例でというような典型的三段論法の問題ではないと述べたが、明日香被告は学者として、そのような弁明が正しいと考えるか

いずれも回答なし

- (6) 「コメントVer. 3.0」は、談話にあるように5月に発行されたが、これで温暖化懐疑論との議論を打ち止めにすることができたのか

(3) 同(6)について

「コメントVer. 3.0」及びこれに引き続く本件書籍は、懐疑論者の主張に関して、IPCC報告書の内容その他の地球温暖化に関し現時点で明らかな事実に基づいた反論を取りまとめることができたと考えている。

4. 「コメントVer. 3.0」を東京大学の書物にするために原稿として譲渡した経緯

- (1) そこで、この「コメントVer. 3.0」を東京大学に原稿として譲渡し、東京大学が書物『地球温暖化懐疑論批判』を発行することになったが、これを東京大学の出版物とすることによって、小宮山被告の談話(甲7-7)のとおり懐疑論との議論を打ち止めにできると考えた理由は何か

4 同「4. 『コメントVer. 3.0』を東京大学の書物にするために原稿として譲渡した経緯」について

- (1) 同(1)について

被告東京大学の力で懐疑論との議論を打ち止めにできるとの意識は全くなかった。出版元に関しては、被告東京大学ではなく、どこの出版社でも良かった。

- (2) その場合、私的印刷物であれば言論の応酬として多少の名誉毀損は許されるとしても、東京大学の出版物になる場合、名誉棄損として許される原稿かどうかについて、原稿を提供する者には注意する義務がある 明日香被告はこの点を考えなかったのか

- (3) 前述した9項目の特徴の張り付けは本件名誉棄損の代表例であるが、これに加えて、書物『地球温暖化懐疑論批判』の「最後に」の記述において、小宮山等事件訴状p4に示したように名誉毀損となる不適切な文章が存在する このような記述の存在は、この書物の編集代表者として注意義務違反となるのではないか

いずれも回答なし

第三 被告濱田純一に関する事項

1. 書物『地球温暖化懐疑論批判』出版の経緯

- (1) 濱田被告は、明日香被告の私的文書「コメントVer. 3.0」をそのまま東京大学の出版物にした場合、名誉毀損の問題が生ずるかも知れないことについて、検討をしたか

第3 同「第三 被告濱田純一に関する事項」について

1 同「1. 書物『地球温暖化懐疑論批判』出版の経緯」について

(1) 同(1)について

被告東京大学から出版される書籍等であれば、しかるべき配慮や確認がなされた上で出版されているものと認識している。なお、本件訴訟に際し本件書籍をあらためて確認したが、その主張は、あくまで科学の範囲に止まるものであると認識している。

- (2) もしも一切検討しなかったとすれば発行責任者として、注意義務違反ではないか

(2) 同(2)について

上記(1)の理由等から、注意義務違反はないと考えている。

- (3) 法学部教授出身の東京大学学長であるからして、なおさらと思われるがどうか

(3) 同(3)について

出身部局については、直接の関係はないと考える。

- (4) 東京大学は、国立大学法人法によって設立された学校法人であるから、言論の自由が存在しないことを濱田被告は知っているか。

(4) 同(4)～(7)について

被告東京大学は「深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供する」(教育基本法7条1項)ものであり、また「教育研究を行い、その成果を広く社会に提供する」ことが出来る(学校教育法83条2項)ものと認識している。

- (5) 東京大学に言論の自由がないことを知っているとするれば、書物『地球温暖化懐疑論批判』において東京大学が他者の36項目の議論を論評したことについて弁明されたい
- (6) 東京大学は国立大学法人法第22条によって業務の範囲が決められ、その中に他者の議論を論評する業務は存在しない。それにもかかわらず、東京大学が懐疑論者の議論を36項目にわたって論評し、また懐疑論者のその議論に9項目のと特徴を張り付けた書物『地球温暖化懐疑論批判』を出版したことを弁明されたい
- (7) 東京大学は国立大学法人法によって設立された法人であって、国家機関に準ずる法人である。したがって、他者の学問について論評を加えることは、学問の自由に違反することになる。弁明されたい。

いずれも回答なし

- (8) そのような問題が生ずるにもかかわらず、濱田被告は、原稿として提供された明日香私的印刷物である「コメントVer. 3.0」をそのまま東京大学の出版物にした。これらの違反を考慮しなかった理由を問う

(5) 同(8)について

上記の理由等から、注意義務違反はないと考えている。

- (9) これらの問題を考慮して、9項目の特徴と文章中にある悪口雑言をすべて削除し、東京大学としては他者を論評しない書物にすれば、このお粗末な内容では東京大学の名前で出版する書物『地球温暖化懐疑論批判』として迫力が欠け、「温暖化懐疑論」に終止符を打つことができなくなると考えたのか
そうでなければ弁明されたい

(6) 同(9)について

原告が主張するようなことは、考えていない。

(10) これを小宮山被告の意図にまで回復するには、東京大学の気象学関係の教授を総動員して、それぞれ著者として責任のある署名入りの文集として、懐疑論に反論する書物にしなければならない。ところが、気象学の重鎮である住被告でさえ、『始めに』を書いただけで、気象学者として懐疑論者に反論する論文を寄与していないつまり、東京大学の気象学者たちには、「気温が原因でCO₂濃度増は結果」という原告らの議論に反論できる者はいない。この書物の著者たちも支離滅裂な反論はするけれども、反論者であることを尻込みして名乗ることができない

このことから明らかなように、東京大学関係者の誰からも反論者として協力が得られず、その企画は失敗したからではないか

(7) 同(10)について

原告が主張するような事実はない。

(11) 協力者が得られなかったことが、すでに原稿が存在するにもかかわらず、5月に発行予定の筈の書物が10月まで大幅に延期することになった理由ではないのか

(8) 同(11)について

10月発行の経緯は事務手続の都合によるものと認識している。

(12) 濱田被告にとって、以上述べたような違法や困難にもかかわらず、文部科学省の調整費を使って、この書物『地球温暖化懐疑論批判』を出版することにこだわった理由を問う

(9) 同(12)について

既に述べたとおり、本件書籍については、その内容をIR3Sとして広く公開する意義があると考えて作成・発行したものである。

2. 東京大学学長としての濱田被告が山本被告に経歴詐称させた事実に関して

(1) 書物『地球温暖化懐疑論批判』の表紙には、「東京大学 山本政一郎」とある(甲7) この本の読者から見て、著者のひとりが東京大学の教員、山本政一郎であると理解することになるが、山本はこの本の発行時では東京大学に在籍していない これは経歴詐称ではないか

2 同「2. 東京大学学長としての濱田被告が山本被告に経歴詐称させた事実に関して」について

(1) 同(1)について

執筆当時には被告東京大学の構成員であったこともあり、経歴詐称とは認識していない。

(2) 原稿としての明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」の執筆時において、東京大学の大学院学生であったが、卒業間近なのに博士論文も書けていない者であって、この書物の原稿作成に積極的に関与できる立場ではない この「東京大学 山本政一郎」という記述は虚偽ではないか

(2) 同(2)について

上記(1)の認識から、虚偽記載との認識はない。

(3) そのような経歴詐称と虚偽記述を東京大学学長である濱田被告がさせたことについて弁明を求める

(3) 同(3)について

上記(1)(2)で述べた理由で、特に弁明の必要はないと考えている。

3. 東京大学 I R 3 S 機構長および監督者東京大学の学長としての不誠実について

(1) 本件では、濱田被告は、原告からの4通の手紙を受け取っている。しかし、一切これに返事をしなかった。その結果、事件となったのであるが、何故、原告からの手紙に誠実に返答しなかったのか その理由を4通の手紙についてそれぞれ明示されたい

(2) 濱田被告は、この書物で原告らに対して科学者としての名誉を毀損したことに何の反省もないのか

(3) 原告らは、この書物の発行により科学者としての名誉を傷つけられ、原告らの世間への影響力を殺がれたことについて、原状回復を求めて濱田被告との話し合いで解決しようとした。しかし、濱田被告はこれに一切応じなかった。 何故か

いずれも回答なし

4. 書物「地球温暖化懐疑論批判」の発行部数など

(1) の発行部数を問う

3 同「4. 書物『地球温暖化懐疑論批判』の発行部数など」について

(1) 同(1)について

初版は10,000部で、後に500部増刷されている。

(2) 書物「地球温暖化懐疑論批判」の印刷・発送などに費やした費用を問う

(2) 同(2)について

印刷製本に2,487,500円、発送に386,400円、増刷のために724,500円がかかっている。

(3) 書物「地球温暖化懐疑論批判」の配布方法を問う

(3) 同(3)について

IR3S発行の機関誌「サステナ」定期購読者及び本件書籍発行をIR3Sのホームページで周知し希望した者を対象に郵送ないし直接配付した。在庫がなくなった後は、IR3Sのホームページ上で公開している。

第四 被告住明正に関する事項

本件は、小宮山被告の談話(甲7-7)によって、地球温暖化懐疑論との議論を打ち止めにすることを目的にして、気象学会や東京大学の権威が利用された事件である。これを示す証拠があるので、提出する。

書証甲19 日本気象学会第35期第1回評議員会議事概要

日本気象学会誌「天気」(2009年7月)56巻7号

1. 本件の本質と住被告の立場について

(1) p526左下から9行において、小池評議員の発言「私も地元の本やに行ったらほとんどが温暖化は間違いだという本だった。(中略)個人が対応しても、ああいう本は出てくる。日本の場合は、こういう問題では学会とか東大とか権威が大事だと思う」とある。

つまり、温暖化懐疑論に対抗するため、気象学会や東京大学の権威を利用しようという意見で、これは小宮山談話(甲7-7)と同じ趣旨と考えてよいか

(2) この評議員会議では、藤谷理事長代理が、まず「地球温暖化問題」について発言し(p519)、新野理事長が「今後積極的に提言」と答えた(p523)。これに対して、中島理事は「例えば、温暖化でも市場でいろいろな先生が正しいとか、間違っているとか

議論をやっている。そこへ気象学会が、温暖化の議論はこちらが正しい、という軍配を上げることをするのもいかなものかと思う」と述べた(p523)。これに対して、三上理事は「個々の研究者の孤軍奮闘ではどうしようもないところがあると思う」と反対した(p525) 住被告は、この議論をどのように考えたか

- (3) 住被告の立場は、次の発言により明確であるように思われる。「例えば、温暖化に関する懐疑論に関しても、明日香(寿川)さんたちの非常によくまとめたホームページが存在するので、印刷してもっと配布しようと考えている。しかし、組織としてそういう意志決定、価値観に伴うような決定をするのは問題があるので、個人がやるしかない」と発言している(p526)。この発言の気持ちは今も変わらないか
- (4) この住被告の発言に反対したのは、上記小池評議員の発言である。三上理事や小池評議員のような考え方をする気象学者は多いのか
- (5) この評議員会は2009年3月で、明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」の発行は同年5月だから、時期的に一致している。住被告はこの東大での経験の話をしたのか。
- (6) つまり、住被告は、この明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」を東京大学の発行とするのは問題があるとの認識だったのか。
- (7) 東京大学でも気象学会評議員会と同じような議論があって、東京大学の名前による書物「地球温暖化懐疑論批判」を発行(10月)することになったのか

第4 同「第四 被告住明正に關係する事項」について

1 同「1. 本件の本質と住被告の立場について」について

求釈明事項の中に記載されている発言内容そのものは事実として認めるが、その余は原告の憶測に基づくものである。本件書籍は、IR3Sとして広く公開する意義があると判断し作成・発行されたものであり、被告住は、IR3Sの組織である地球持続戦略研究イニシアティブ統括ディレクターとしてこのIR3Sの判断に同意しており、これについて異議はない。

第五 被告山本政一郎に関する事項

1. 書物『地球温暖化懐疑論批判』とのかかわりについて

- (1) 明日香私的印刷物「コメントVer. 3.0」(2009年5月)に著者として加わるようになった経緯を問う 誰が著者として加わるように勧めたのか

第5 同「第五 被告山本政一郎に関する事項」について

1 同「1. 書物『地球温暖化懐疑論批判』とのかかわりについて」について

(1) 同(1)について

被告ら準備書面(2)第2の2でも述べたとおり、明日香氏を中心とするグループの議論に大学院学生としてもともと参加していたことから著者に加わることとなったものである。

- (2) この時期までに山本被告が主になって書いた学術論文は何か

(2) 同(2)について

本件とは関係がないが、以下の学術論文がある。

OKETANI, S., HARUYAMA, S. and SIENG S. (2007): Floodplain characteristics of the Mekong Delta in Cambodia. : Geographical Review of Japan, 80(12), 195-205.

- (3) 山本被告が主たる筆者として論文を書いたことがなく、当時博士論文も書けていないと聞か、東京大学の出版物の著者となることを引き受けた理由を問う

(3) 同(3)について

上記(1)で述べたとおりである。

- (4) 書物『地球温暖化懐疑論批判』の発行当時の身分は何か

(4) 同(4)について

被告ら準備書面(2)第2の2でも述べたとおり、平成21年6月末日まで被告東京大学の大学院学生であり、同年7月1日から同月末日まで客員共同研究員、その後、独立行政法人産業技術総合研究所に就職した。

したがって、本件書籍が発行された平成21年10月の時点では、独立行政法人産業技術総合研究所の職員であった。

(5) 山本被告がこの書物で執筆した議論は何か それは山本被告が中心となって書いたものか

(5) 同(5)について

既に述べたとおり、本件書籍は、担当執筆者名を明記してある部分を除き、研究者らが集団で議論し、原稿に手を加えて完成したもの(合同で執筆したもの)であり、各研究者が個別に執筆した記事を編集したものではない。

(6) この事件で、関連する論文の主たる筆者は明日香被告で、山本被告は2番目、新聞記者が3番目と聞くがその通りか

(6) 同(6)について

原告のいう「関連する論文」が、「明日香ほか(2009)」であれば、認める。

(7) 博士論文は書けたか 提出は何時か

(7) 同(7)について

平成21年6月に提出した。

(8) その題名と要旨を問う

(8) 同(8)について

題名は以下のとおりである。

Development process of the sinuous river channel of the middle part of Mekong River, late Holocene

要旨は以下のとおりである。

後期完新世におけるモンスーン気候下の河川の屈曲河道部の遷移課程を、メコン川の下流域を事例地とし、実証的に明らかにした。河道の遷移過程をリモートセンシングデータの河道跡の解析、堆積物の粒径分析、堆積物の年代測定値により行った。その結果、5000年前後からの屈曲河道の遷移が確かめられ、同期間のおおよその河道の位置、並びに河道の自然の側方遷移の速度を明らかにした。

以上